

市第 197 号議案

神奈川県競輪組合の解散についての協議

神奈川県競輪組合を平成27年3月31日をもって解散することについて、神奈川県及び横須賀市と協議するものとする。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

提 案 理 由

神奈川県競輪組合を解散することについて、神奈川県及び横須賀市と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（解散）

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。